

ひとり親家庭へ 支援さらに

コロナで休業、減収6割 団体が調査

新型コロナウイルスの感染拡大による失業や大幅な減収によって、ひとり親世帯の困窮が深刻化している。こうした現実を踏まえ、政府は5月27日に閣議決定した2020年度第2次補正予算案に、ひとり親世帯への支援策を盛り込んだ。当事者の暮らしの実態と、支援策の内容を紹介する。

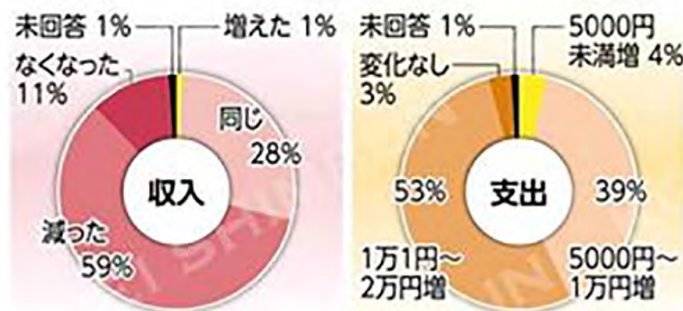
ひとり親家庭、特に母子世帯の経済的な脆弱性は、従来から指摘されてきた。ひとり親家庭のうち母子世帯は約123万世帯、父子世帯は約19万世帯と推計される（厚生労働省「16年度全国ひとり親世帯等調査」）。母子世帯では約82%が就業しているものの、パート・アルバイトなど非正規雇用が半数近い。母子世帯の平均年間就労収入は200万円で、パート・アルバイトなどに限ると13万3千円とさらに下回る。貯金についても「50万円未満」が4割を占めており、

母子世帯は約123万世帯、父子世帯は約19万世帯と推計される（厚生労働省「16年度全国ひとり親世帯等調査」）。母子世帯では約82%が就業しているものの、パート・アルバイトなど非正規雇用が半数近い。母子世帯の平均年間就労収入は200万円で、パート・アルバイトなどに限ると13万3千円とさらに下回る。貯金についても「50万円未満」が4割を占めており、

ひとり親家庭の状況	母子世帯	父子世帯
世帯数(推計値)	123.2万世帯	18.7万世帯
ひとり親になった理由	離婚 79.5% 死別 8.0%	離婚 75.6% 死別 19.0%
就業状況	81.8%	85.4%
● 就業者のうち正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
● うちパート・アルバイトなど	43.8%	6.4%
平均年間就労収入	200万円	398万円
預貯金額「50万円未満」	39.7%	-
離婚相手から養育費を「現在も受けている」	24.3%	3.2%

※厚生労働省「2016年度 全国ひとり親世帯等調査結果」より

新型コロナ 母子世帯への影響(児童扶養手当受給者)



※しんぐるまざあず・ふぉーらむ「ひとり親家庭への新型コロナウイルスの影響に関する調査」より

1割は収入ゼロ 経済的基盤弱さ露呈

こうした中で今回の新型コロナウイルスの拡大、保育所や学校、勤務先の休業などにより就業環境は激変した。母子世帯の支援活動を行う、認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の赤石千衣子理事長は、同法人が見守り支援している約7000人を対象に、4月に実施したアンケートで収入減の世帯が59%、収入がなくなった世帯が11%の結果を受け、「生活の基盤が弱く、あつという間に生活困難に陥った人が本場に多い」と語る。学校などの休校で食費や光熱水費の支出も増加。4月以降に寄

2次補正に臨時給付金

1世帯5万円 政府、公明提言受け計上

政府が20年度第2次補正予算案でまとめた、ひとり親世帯への支援策（総額1365億円）には、公明党が提言した内容が色濃く反映されている。第2子以降には3万円ずつ加算。具体的には、児童扶養手当受給世帯、公的年金（障害年金や遺族年金など）を受給しているため児童扶養手当を受けてない低所得のひとり親世帯、新型コロナウイルスの影響で児童扶養手当の対象となる水準まで収入が下がったひとり親世帯を対象に、5万円の「臨時特別給付金」を支給する。第2子以降には1人につき3万円ずつを加算。子どもが3人いる場合は、計11万円の給付となる。今年6月分の児童扶養手当を受給している世帯については申請の必要はなく、同手当と同じ口座



菅義偉官房長官（右から3人目）に第2次補正予算案への提言を申し入れる公明党の斎藤孝夫幹事長（左側）ら5月22日、首相官邸

に可能な限り8月中旬に振り込まれる予定だ。さらに、児童扶養手当受給世帯と公的年金を受給している低所得のひとり親世帯については、新型コロナウイルスの影響で収入が大きく減少した場合、申請が認められれば9月以降に追加で1世帯5万円が支給される。これらの支援策について赤石理事長は、「（一人一人）10万円を給付する」特別額給付金が、すぐに家賃などで消えてしまう世帯もある。困窮している、ひとり親家庭にこうした支援策が設けられたことは本当にありがたいし、希望になると強調。公明党に対し「生活状況を注視し、引き続き必要な支援をお願いしたい」と語っている。

の赤石千衣子理事長は、同法人が見守り支援している約7000人を対象に、4月に実施したアンケートで収入減の世帯が59%、収入がなくなった世帯が11%の結果を受け、「生活の基盤が弱く、あつという間に生活困難に陥った人が本場に多い」と語る。学校などの休校で食費や光熱水費の支出も増加。4月以降に寄

せられたメール相談は550件に上り、昨年1年間の倍以上となっている。ひとり親家庭が利用できる支援策としては、最大20万円を無利子で借りられる社会福祉協議会（社協）の「緊急小口資金」があるが、円滑に手続きが進まない側面もあるようだ。「給料が手渡しで給与明細がなく、減収の証明がで

きない人や、支出は増えても減収していない人など、さまざまな理由で借りられない人が多くいた」（赤石理事長）からだ。緊急小口資金については、返還時期がきても減収が続くなどした場合、償還免除の通知が出てはいるが、「そうした情報を利用者に伝えていない社協もあった」（同）とも指摘する。